

児童生徒送迎バス運行委託業務仕様書

(総則)

1 海津市は児童生徒送迎バス運行事業を実施するため、海津市所有の小型自家用バス 4 台（以下「運行管理車両」という。）による運行及び管理業務を委託する。

（1）運行に使用するバスは、海津市所有の以下のバス①～④とし、②及び③については維持管理も行うものとする。

- ① 日野 2DG-XZB70M（令和 2 年 3 月初年度登録）
- ② 日野 2DG-XZB70M（令和 3 年 3 月初年度登録）
- ③ 三菱 PA-BE66DG（平成 17 年 8 月初年度登録）
- ④ トヨタ LDF-KDH223B（平成 27 年 9 月初年度登録）

（委託業務の内容）

2 受託者は、受託者の責任において、次の運行管理業務委託事項を遵守し、信義誠実に履行するものとする。詳細な委託業務の内容は別記を参照のこと。

（1）運行管理車両の運転及びこれに付随する業務に関すること。

運転手の手配等も受託者の責任において行うこと。

（2）上記 1 （1）② 日野 2DG-XZB70M（以下「②車両」という。）及び③三菱 PA-BE66DG（以下「③車両」という。）の維持管理に関すること。

- ① 法定点検・車検・整備及び修理等

ただし、当費用に法定費用（自賠責保険・重量税・リサイクル料金）、各種本体部位の修理交換費用は含まないものとする。

修理箇所が各種本体部位にあたるかどうか判断し難いときは、海津市と受託者の相談により決定するものとする。

- ② 燃料の給油及び購入

- ③ タイヤの交換及び購入

- ④ 消耗品の管理及び購入

オイル交換は、走行距離 5,000 km 以内毎、オイルエレメント交換は、走行距離 15,000 km 以内毎に実施すること。

- ⑤ 備品の管理及び購入

- ⑥ 自動車任意保険の加入

- ⑦ 事故処理及びこれの保障等に関すること

事故又は災害等により、本仕様書に定める運行管理車両の使用が不能となった場合は、受託者の責任において受託者所有の車両等、代替車両で運行を行うものとする。

（3）運行管理車両における事故対応等に関すること。

（4）その他上記（1）～（3）に付帯する事項（月報提出等）

（5）その他、仕様書に示されていない事項及び詳細については、別途海津市と受託者において協議する。

（委託期間）

3 委託期間は契約の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（運行の日及び運行の時間）

4 運行管理期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日で、運休日は次のとおりとする。ただし、海津市と受託者の協議により、災害等のため運行の安全に支障をきたすと判断された場合はこの限りではない。

（1）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

（2）日曜日及び土曜日（参観日等は除く）

- (3) 夏季休業日 7月 21 日から 8月 31 日まで
- (4) 冬季休業日 12月 27 日から翌年 1月 7 日まで
- (5) 学年末及び学年始休業日 3月 27 日から 4月 7 日まで
- (6) 校長が特に休業を必要と認め、教育委員会の承認を得た日
　　1日の運行時間は、別紙 1 のとおりとし、運行管理車両の運行前点検、清掃、給油、洗車等の業務、保管場所への回送は、運行時間外で行うものとする。
　　ただし、運行時間については、必要に応じ海津市と受託者の協議により変更できるものとする。

(臨時運行)

- 5 上記 4 に定める運休日であっても、登下校の運行業務に支障がない時間帯については、次の業務も行うものとする。
 - (1) 小中学校の総合学習、学校行事等における市内外への送迎
 - (2) 土日等の部活動の遠征、大会への送迎
 - (3) その他海津市が必要と認める場合

(運行経路・停留所・運行距離・運行回数等)

- 6 運行経路・停留所・運行距離、運行回数等は、別紙 1 のとおりとする。

(善良な管理業務)

- 7 受託者は、受託業務を履行するにあたり、関係法令を遵守し、運行管理車両管理責任者及び運行管理車両管理者（運転手）の適正な配置、指揮監督及び教育指導を行い、善良な管理をするものとする。

(労働法等に関する責任)

- 8 受託者は、運行管理車両管理責任者及び運行管理車両管理者に対する使用者及び事業主として労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、労働者災害補償保険及び雇用保険法その他の関係法令上の責任を全て負い、責任をもって労務管理を行うものとする。

(安全運転管理者及び整備管理者の選任)

- 9 運行の安全の確保に関する事項を処理させるため、運行の管理を行う安全運転管理者及び車両の安全確保に関する事項を処理させるため、運行管理車両の点検・整備等の責任者として整備管理者を選任するものとする。

(損害賠償責任)

- 10 受託者および海津市は、委託業務の実施中に、理由の如何を問わず、第三者に損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。
 - (1) 受託者は、②車両及び③車両にかかる自動車保険の対象となる対人、対物、搭乗者及び自動車（車両）の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。
 - (2) 海津市は、②車両及び③車両以外にかかる同様の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。ただし、受託者の運転に過失が認められた場合はこの限りでない。

(保険の契約)

- 11 受託者は、②車両及び③車両の自動車任意保険について受託者を契約者とする加入契約を締結し、その保険料を負担する。ただし、その契約内容については、次のとおりとする。
 - ①対人賠償保険 金額無制限
 - ②対物賠償保険 金額無制限

③搭乗者傷害補償保険 5,000万円以上

④車両保険金額 金額車両時価

(2) 受託者は、委託業務中に事故が発生した場合は、速やかに海津市に報告するものとする。

(3) 受託者は、上記10(2)において事故解決が円滑に進むよう協力すること。

(委託料の支払い方法)

12 海津市は、受託者の請求に基づき業務が終了した四半期毎に、請求の日から30日以内に支払うものとする。

①請求金額については、「契約金額内訳書」に基づき請求するものとする。

②委託料の支払方法については、海津市と受託者相談のうえ、変更できるものとする。

(運行状況報告書の提出)

13 受託者は、運行状況報告書を、上記12に定める委託料の請求書を提出する際、海津市に提出するものとする。

(その他)

14 スクールバス走行に係る運転手は、バスの接客サービスに十分留意すること。

15 運転手等の従事内容について問題が発生した場合は、海津市は当該運転手の従事を拒否するものとする。その際、受託者は直ちに良好と認められる代替運転手を選任し、業務に支障が発生しないようにすること。

16 受託者は、運転業務に従事する者の運転免許証の写しを提出すること。なお、みだりに異動することを禁ずる。

17 車両故障報告及び事故報告は、事由発生後、直ちに海津市へ報告すること。

18 受託者は、受託業務の処理を他に委託してはならない。

19 委託業務が仕様書に適合しない場合において、海津市がその修正を要求したときは、受託者はこれに従わなければならない。この場合において、そのために契約金額を増額し、又は期間を延長することができない。

20 海津市は、受託者が次の事項に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受託者の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務の完了の見込がないと認めたとき。

(2) 運転管理業務において、海津市の指示に反した行為をしたとき。

(3) 受託者又はその使用人が検査若しくは監督に際し職務執行を妨げ又は妨げようとしたとき。

(4) 上記の外、契約不履行のおそれがあると認めたとき。

21 海津市は、受託者が上記20に該当したことにより、契約を解除した場合は、契約金額の100分の10に相当する額の損害賠償金を徴収する。当該賠償金は、海津市が受託者に支払うべき契約金の支払い分から控除することができる。

22 受託者は、委託業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

別記

委託業務の内容について

- (1) 仕様書第2 (2) ②に関する件
燃料とは、次の物をいう。
軽油
- (2) 仕様書第2 (2) ③に関する件
タイヤとは次の物をいう。
夏タイヤ、冬タイヤ(スタッドレスタイヤ)・スペアタイヤ
- (3) 仕様書第2 (2) ④に関する件
受託者が購入する消耗品とは、主に車両の美観、性能維持のために使用する用品、用具であり、かつ、日常の車両手入れに使用する次の物をいう。
用品…バッテリー・ワックス・ガラスクリーナー・ポリッシュクリーナー・洗剤・ウォッシュシャー液・バッテリー液・くもり止め
用具…洗車ブラシ・モップ・ウエス・バケツ・たわし・ほうき
- (4) 仕様書第2 (2) ⑤に関する件
受託者が購入する備品とは、次の物をいう。
備品…工具・ジャッキ・警告反射板(三角表示板)・タイヤストッパー・非常信号用具(非常灯又は発煙筒)・フロアーマット・毛ばたき・タイヤチェーン・消火器

以上、(1)から(4)まで定める各物件等については、海津市が現に有する物はそのまま使用できるものとし、使用期限が来たもの、消耗したものについては新たに受託者の負担とする。

(5) 仕様書第2 (2) ①に関する件

- ① 各種本体部位とは次のものをいう。
エンジン本体
インジェクションポンプ本体
エンジンコントロールユニット(コンピュータ)本体
マニュアルトランスマッision本体
ディファレンシャル本体
ステアリングギアボックス本体
エアコンディショナー主要機構本体
(エバポレーター・コンデンサー・駆動用エンジン・コンプレッサー)
エアーコンプレッサー本体
ラジエーター本体
ターボチャージャー本体
- ② その他、前各項の定めにかかわらず、各部位の本体部分の修理交換費用、その他部品代及び腐食による車体の整備、修理及び交換費用は海津市の負担とする。